



山形県公報

平成20年4月15日(火)
第1934号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                               |                      |     |
|-------------------------------|----------------------|-----|
| 包括外部監査契約の締結.....              | (行政経営改革課) ...        | 609 |
| 特定計量器の定期検査の実施.....            | (産業政策課) ...          | 同   |
| 同.....                        | (同) ...              | 612 |
| 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了.....      | (農村計画課) ...          | 613 |
| 土地改良区の役員の就任の届出.....           | (最上総合支庁農村計画課) ...    | 同   |
| 基本測量の実施の通知.....               | (管理課) ...            | 同   |
| 基本測量の終了の通知.....               | (同) ...              | 同   |
| 道路の区域の変更.....                 | (村山総合支庁西村山建設総務課) ... | 614 |
| 同.....                        | (同) ...              | 同   |
| 県道の供用の開始.....                 | (同) ...              | 同   |
| 同.....                        | (同) ...              | 615 |
| 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧..... | (都市計画課) ...          | 同   |

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正..... 同

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第398号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結した。  
なお、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の49の25第2項に規定する書面の写しは、平成21年3月31日まで総務部行政経営改革課において一般の閲覧に供する。

平成20年4月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 契約の期間の始期 平成20年4月1日
- 2 費用の額の算定方法 執務費用及び実費の額を合算した金額
- 3 契約を締結した者の氏名及び住所 氏名 高 橋 一 夫  
住所 山形市六日町6番37号
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告が提出された後に支払う。ただし、必要があると認めるときは概算払をするものとし、監査費用の額の確定後に精算する。

### 山形県告示第399号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成20年4月15日

山形県知事 齋 藤 弘

| 検査区域 | 検査対象<br>特定計量器                                                               | 検査期日                     |                        | 検査場所            | 検査を実施する<br>指定定期検査機<br>関の名称 |
|------|-----------------------------------------------------------------------------|--------------------------|------------------------|-----------------|----------------------------|
| 東根市  | 計量法施行<br>令第10条に<br>規定する非<br>自動はかり<br>(表示部が<br>電気式のも<br>のを除く)<br>分銅及びお<br>もり | 平成20年5月27日               | 午前10時から<br>正午まで        | 小田島公民館          | 社団法人<br>山形県計量協会            |
|      |                                                                             | 同                        | 午後1時30分から<br>午後3時30分まで | 大富公民館           |                            |
|      |                                                                             | 平成20年5月28日               | 午前10時から<br>午前11時30分まで  | 東郷公民館           |                            |
|      |                                                                             | 同                        | 午後1時から<br>午後4時まで       | 神町公民館           |                            |
|      |                                                                             | 平成20年5月29日               | 午前10時から<br>午後3時30分まで   | 東根市役所<br>(北側車庫) |                            |
| 天童市  |                                                                             | 平成20年6月3日                | 午前10時から<br>正午まで        | 高揃公民館           |                            |
|      |                                                                             | 同                        | 午後1時30分から<br>午後3時30分まで | 干布公民館           |                            |
|      |                                                                             | 平成20年6月4日                | 午前10時から<br>正午まで        | 山口公民館           |                            |
|      |                                                                             | 同                        | 午後1時30分から<br>午後4時まで    | 天童市農業センター       |                            |
|      |                                                                             | 平成20年6月5日                | 午前10時から<br>午後3時30分まで   |                 |                            |
| 尾花沢市 | 平成20年6月17日                                                                  | 午前10時30分から<br>午前11時30分まで | 宮沢地区公民館                |                 |                            |
|      | 同                                                                           | 午後1時から<br>午後2時まで         | 玉野地区公民館                |                 |                            |
|      | 同                                                                           | 午後2時30分から<br>午後3時30分まで   | 常盤地区公民館                |                 |                            |
|      | 平成20年6月18日                                                                  | 午前10時30分から<br>午後3時まで     | 尾花沢市役所車庫               |                 |                            |
|      | 平成20年6月19日                                                                  | 午前10時30分から<br>午後3時まで     |                        |                 |                            |
| 新庄市  | 平成20年6月24日                                                                  | 午前11時から<br>正午まで          | 萩野地区公民館                |                 |                            |
|      | 同                                                                           | 午後1時30分から<br>午後3時まで      | 新庄市上下水道庁舎              |                 |                            |
|      | 平成20年6月25日                                                                  | 午前10時30分から<br>午後3時まで     |                        |                 |                            |
|      | 平成20年6月26日                                                                  | 午前10時30分から<br>午後3時まで     |                        |                 |                            |
| 舟形町  |                                                                             | 平成20年7月2日                | 午前10時30分から<br>午後3時まで   | 舟形町中央公民館        |                            |
| 最上町  |                                                                             | 平成20年7月3日                | 午前11時から<br>午後3時まで      | 中央公民館           |                            |
| 大蔵村  |                                                                             | 平成20年7月4日                | 午前11時から<br>午後2時30分まで   | 大蔵村中央公民館        |                            |
| 鮭川村  |                                                                             | 平成20年7月8日                | 午前11時から<br>午後3時まで      | 鮭川村役場           |                            |

|           |            |                         |                        |             |
|-----------|------------|-------------------------|------------------------|-------------|
| 戸 沢 村     | 平成20年7月9日  | 午前11時から<br>正午まで         | 角川農村改善センター             |             |
|           | 同          | 午後1時30分から<br>午後3時まで     | 戸 沢 村 役 場              |             |
| 金 山 町     | 平成20年7月10日 | 午前11時から<br>午後3時まで       | 金 山 町 役 場              |             |
| 真室川町      | 平成20年7月11日 | 午前11時から<br>正午まで         | 釜 淵 地 区 総 合 施 設        |             |
|           | 同          | 午後1時30分から<br>午後3時まで     | 真室川町中央公民館              |             |
| 鶴岡市       | 平成20年7月16日 | 午前11時から<br>正午まで         | 黄金コミュニティセンター           |             |
|           | 同          | 午後1時30分から<br>午後2時30分まで  | 加茂コミュニティセンター           |             |
|           | 同          | 午後3時から<br>午後4時30分まで     | 湯野浜コミュニティセンター          |             |
|           | 平成20年7月17日 | 午前9時30分から<br>午前10時30分まで | 三瀬コミュニティセンター           |             |
|           | 同          | 午前11時から<br>正午まで         | 由良コミュニティセンター           |             |
|           | 同          | 午後1時30分から<br>午後4時まで     | 鶴岡市農村センター              |             |
|           | 平成20年7月18日 | 午前9時30分から<br>午後2時30分まで  | 出羽商工会大山支所              |             |
|           | 平成20年7月22日 | 午前10時30分から<br>午後4時まで    | 鶴岡市役所車庫棟               |             |
|           | 平成20年7月23日 | 午前9時30分から<br>午後4時まで     |                        |             |
|           | 平成20年7月24日 | 午前9時30分から<br>午後4時まで     |                        |             |
|           | 平成20年7月25日 | 午前9時30分から<br>午後3時30分まで  |                        |             |
|           | 村山市        | 平成20年8月5日               | 午前10時から<br>午前11時30分まで  | 袖 崎 公 民 館   |
|           |            | 同                       | 午後1時から<br>午後3時まで       | 大 高 根 公 民 館 |
| 平成20年8月6日 |            | 午前10時から<br>正午まで         | 大 久 保 公 民 館            |             |
| 同         |            | 午後1時30分から<br>午後3時30分まで  | 村 山 市 役 所<br>(西 側 車 庫) |             |
| 平成20年8月7日 |            | 午前10時から<br>午後3時30分まで    |                        |             |
| 庄内町       | 平成20年8月20日 | 午前11時から<br>正午まで         | 庄内町役場清川出張所             |             |
|           | 同          | 午後1時30分から<br>午後3時30分まで  | 庄内町役場立川支所              |             |
|           | 平成20年8月21日 | 午前9時30分から<br>午後3時30分まで  | 庄内町余目第二公民館             |             |

|       |            |                        |                 |
|-------|------------|------------------------|-----------------|
| 三 川 町 | 平成20年8月22日 | 午前9時30分から<br>午後3時まで    | 三 川 町 役 場 車 庫   |
| 鶴岡市   | 平成20年9月3日  | 午前11時から<br>午後3時30分まで   | 羽 黒 体 育 セ ン タ ー |
|       | 平成20年9月4日  | 午前9時30分から<br>午後3時30分まで | 藤島地域スクールバス車庫    |
|       | 平成20年9月5日  | 午前9時30分から<br>午後2時30分まで | 鶴岡市櫛引庁舎車庫       |
|       | 平成20年9月8日  | 午前11時から<br>午後3時30分まで   | 朝 日 庁 舎         |
|       | 平成20年9月9日  | 午前10時から<br>正午まで        | 山五十川多目的研修集会施設   |
|       | 同          | 午後1時30分から<br>午後3時30分まで | 鼠ヶ関青少年海洋センター    |
|       | 平成20年9月10日 | 午前9時30分から<br>午後2時30分まで | 温 海 庁 舎         |
| 大石田町  | 平成20年9月12日 | 午前10時30分から<br>午後3時まで   | 大石田町役場車庫        |

山形県告示第400号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。  
平成20年4月15日

山形県知事 齋 藤 弘

| 検査区域  | 検査対象<br>特定計量器                                     | 検 査 期 日                                           | 検 査 場 所                                  | 検査を実施する<br>指定定期検査機<br>関の名称 |
|-------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------|------------------------------------------|----------------------------|
| 鶴 岡 市 | 計量法施行<br>令第10条に<br>規定する非<br>自動はかり、<br>分銅及びお<br>もり | 自 平成20年5月27日<br>至 平成20年12月19日<br>(指定定期検査機関が指定する日) | 検査対象特定計量器の所<br>在の場所又は指定定期検<br>査機関が指定する場所 | 社団法人<br>山形県計量協会            |
| 新 庄 市 |                                                   |                                                   |                                          |                            |
| 村 山 市 |                                                   |                                                   |                                          |                            |
| 天 童 市 |                                                   |                                                   |                                          |                            |
| 東 根 市 |                                                   |                                                   |                                          |                            |
| 尾花沢市  |                                                   |                                                   |                                          |                            |
| 大石田町  |                                                   |                                                   |                                          |                            |
| 金 山 町 |                                                   |                                                   |                                          |                            |
| 最 上 町 |                                                   |                                                   |                                          |                            |
| 舟 形 町 |                                                   |                                                   |                                          |                            |
| 真室川町  |                                                   |                                                   |                                          |                            |

|     |  |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|
| 大蔵村 |  |  |  |  |
| 鮭川村 |  |  |  |  |
| 戸沢村 |  |  |  |  |
| 三川町 |  |  |  |  |
| 庄内町 |  |  |  |  |

山形県告示第401号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成20年4月15日

山形県知事 齋藤 弘

| 事業名      | 地区名 | 工事完了年月日     |
|----------|-----|-------------|
| 農免農道整備事業 | 長根  | 平成19年12月14日 |

山形県告示第402号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、泉田川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成20年4月15日

山形県知事 齋藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏名     | 住所           |
|----------|--------|--------------|
| 監事       | 山尾 順 紀 | 新庄市五日町5914番地 |

山形県告示第403号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成20年4月15日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 基本測量を実施する地域  
山形県内全域
- 2 基本測量を実施する期間  
平成20年4月7日から平成21年3月27日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（1：25,000地形図修正測量）

山形県告示第404号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成20年4月15日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 基本測量を実施した地域  
山形県内全域
- 2 基本測量を実施した期間  
平成19年4月9日から平成20年3月24日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（1：25,000地形図修正測量）

山形県告示第405号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成20年4月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成20年4月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 寒河江西川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                          | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長        |
|----------------------------|---|------|-----------------------|------------|
| 西村山郡西川町大字間沢字金畑278番2から<br>同 |   | 旧    | 11.0メートル<br>と<br>10.0 | メートル<br>61 |
| 同                          | 上 | 新    | 23.0メートル<br>と<br>18.0 | 同 上        |

山形県告示第406号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成20年4月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成20年4月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 貫見間沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                          | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|----------------------------|---|------|-----------------------|-------------|
| 西村山郡西川町大字沼山字東原828番1から<br>同 |   | 旧    | 16.0メートル<br>と<br>5.0  | メートル<br>208 |
| 同                          | 上 | 新    | 32.0メートル<br>と<br>10.0 | 同 上         |

山形県告示第407号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成20年4月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成20年4月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 寒河江西川線
- 2 供用開始の区間 西村山郡西川町大字間沢字金畑278番2から  
同 282番9まで

3 供用開始の期日 平成20年 4月15日

山形県告示第408号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成20年 4月15日から同月28日まで縦覧に供する。

平成20年 4月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 貫見間沢線
- 2 供用開始の区間 西村山郡西川町大字沼山字東原828番 1 から  
同 47番39 まで
- 3 供用開始の期日 平成20年 4月15日

山形県告示第409号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成20年 4月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
山形広域都市計画特別用途地区
- 2 縦覧の場所  
土木部都市計画課

**選挙管理委員会関係**

告 示

山形県選挙管理委員会告示第29号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

平成20年 4月15日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

1 病院の項の表中 「 酒 田 市 立 酒 田 病 院 」 を

「 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構  
日本海総合病院酒田医療センター 」 に、 「 山 形 県 立 日 本 海 病 院 」 を

「 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構  
日 本 海 総 合 病 院 」 に改め、 2 老人ホームの項の表中

「 温 寿 荘 " 槇代丁53 - 1 」 を

「 温 寿 荘 " 槇代丁53 - 1 」 に改める。

「 虹 の 家 こ こ ろ " 日枝字海老島36 - 4 」

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤    | 正     |
|------------|------------|-----|----|------|-------|
| 平成20. 3.28 | 第1929号     | 511 | 21 | 研修内容 | 研修内容等 |